

避難指示等の発令・伝達マニュアル

令和4年3月改定

阿 見 町

目 次

【共通編】	1
1. マニュアルの主旨	1
2. 避難行動（安全確保行動）の考え方	1
3. 避難指示等の情報提供・伝達	3
4. 避難指示等の発令基準の設定	4
【洪水編】	5
1. 避難指示等の発令対象区域	5
2. 避難指示等を判断するための情報	5
3. 避難指示等の発令基準	7
4. 避難指示等の伝達内容	9
【土砂災害編】	11
1. 避難指示等の発令対象区域	11
2. 避難指示等を判断するための情報	11
3. 避難指示等の発令基準	11
4. 避難指示等の伝達内容	12
【参考資料】	13
○情報システムで提供される防災気象情報等	14
○土砂災害の前兆現象の例	18

【共通編】

1 マニュアルの主旨

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 5 条において、「市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。」と規定されている。

また、同法第 60 条の中で、市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合等において、特に必要と認めるときは必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示する権限が付与されている。

本マニュアルは、町域において、洪水・土砂災害が発生するおそれ、又は発生した場合において、住民等が適時的確な避難行動をとるための判断ができる情報を提供するために、避難指示等の発令基準及び伝達方法を定めたものである。

なお、本マニュアルは、国の「避難情報に関するガイドライン」の改正等の変化に合わせ、必要に応じて適宜修正を行うものとする。

2 避難行動（安全確保行動）の考え方

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」である。

居住者等は、身の安全を確保するという観点から、災害時に適切かつ円滑な避難行動をとることができるよう、平時から次の掲げる事項をできる限り事前に明確に把握するとともに、当該避難行動をとれるよう準備・訓練等をしておく必要がある。

- ①災害種別毎に、自宅・施設等がある場所にどのような脅威があるのか、認識しておくこと
- ②それぞれの脅威に対して、どのような避難行動をとれば良いかを認識しておくこと
- ③どのタイミングで避難行動をとることが望ましいかを認識しておくこと

（1）避難行動の種類

避難指示等の対象とする避難行動については、命を守るためにとる、次の全ての行動を避難行動としている。居住者・施設管理者等は、ハザードマップ等を基に、避難指示等が発令された時の避難行動をあらかじめ考えておく必要がある。

- ①指定緊急避難場所への立退き避難
- ②安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への立退き避難
- ③「屋内安全確保」（その時点で居る建物内において、より安全な上階等への避難で安全を確保することが可能な場合）
- ④緊急安全確保（立退き避難を安全にできない場合、その時点でいる場所よりも安全な場所に直ちに移動すること）

なお、避難指示等の発令時には、あらかじめ定めた避難場所への避難「立退き避難」とともに、洪水等に対してはハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで

自らの判断で「屋内安全確保」することも可能。屋外での移動がかえって命に危険を及ぼしかねない場合には、あわせて屋内での退避等の「緊急安全確保」も指示するものとする。

(2) 避難指示等により立退き避難が必要な居住者等に求める行動

	立退き避難が必要な居住者等に求める行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<p>状況：災害のおそれあり</p> <p>行動：危険な場所から高齢者等は避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険な場所から高齢者等は避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※高齢者等とは避難完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその支援する者。 ・高齢者以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせはじめたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。
【警戒レベル4】 避難指示	<p>状況：災害のおそれ高い</p> <p>行動：危険な場所から全員避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・避難行動は「立退き避難」を基本とし、ハザードマップ等を確認し屋内での身の安全が確保できる場合は、自らの判断で「屋内安全確保」することも可能。 ・居住者はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<p>状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）</p> <p>行動：命の危険直ちに緊急安全確保！</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らない。また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。 ・町は災害が発生・切迫している状況において、その状況を必ず把握することができるとは限らないこと等から、必ず発令される情報ではない。

注 突発的な災害発生の場合、町長からの避難指示等の発令が間に合わないこともあるため、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

(3) 指定緊急避難場所と指定避難所

○指定緊急避難場所：切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所として、あらかじめ町が指定した施設・場所で、災害別（火災・地震・洪水・土砂災害）に指定

○指定避難所：災害により住宅を失った場合等において、一定期間避難生活をする場所として、あらかじめ町が指定した施設

3 避難指示等の情報提供・伝達

(1) 平時からの情報提供

居住者・施設管理者等に対して災害リスク情報や、災害時に対象者がとるべき避難行動避難指示等の発令単位となる地区名について、平時から周知を図る。

また、災害時には状況に応じて安全な場所へ移動する「立退き避難」を基本とし、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるかを確認したうえで、「屋内安全確保」をとることも可能であること等、居住者等が最終的に避難行動を判断しなければならないことを十分に周知する。

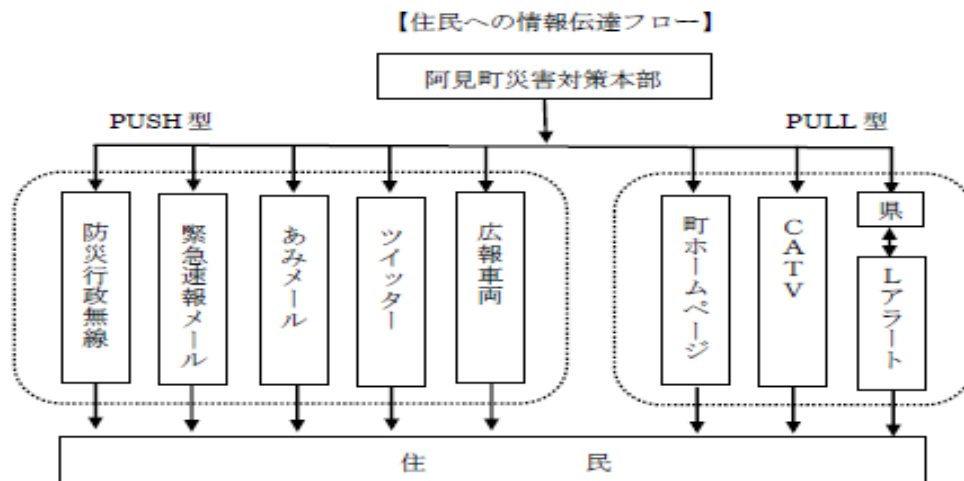
そして、居住者、施設管理者等が避難行動を判断する際に参考となる各種の警戒レベル相当情報等の入手手段や活用方法等についても、平時から周知しておくものとする。

(2) 避難指示等の伝達

避難指示等を発令する際は、それに対応する警戒レベルや発令の対象者を明確にするとともに、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。また、避難指示等の伝達は、共通の情報を多様な伝達手段を組み合わせることで、広く確実に伝達する。

町では、避難指示等の伝達を以下の方法により行うものとするが、下記以外の手段があれば積極的に活用する。

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 防災行政無線（屋外拡声器、戸別受信機） | <input type="checkbox"/> 緊急速報メール |
| <input type="checkbox"/> あみメール（登録制メール） | <input type="checkbox"/> ツイッター |
| <input type="checkbox"/> 広報車両による広報 | <input type="checkbox"/> 町ホームページ |
| <input type="checkbox"/> Lアラート（情報コモンズ）による情報提供 | <input type="checkbox"/> CATVでの放送（L字放送） |



(3) 要配慮者利用施設等への情報の伝達

要配慮者利用施設等へ情報が確実に伝達されるように、福祉担当部局と連携を図り、情報伝達体制を定めておくものとする。

4 避難指示等の発令基準の設定

(1) 対象とする災害

本マニュアルにおいて対象とする災害は、洪水、土砂災害とする。

避難指示等の判断基準の設定に関する流れは、概ね次のとおりとし、詳細は災害種別ごとに定める。

- ①避難指示等の対象とする区域の設定
- ②避難指示等の発令基準の設定

(2) 発令基準の基本的な考え方

警戒レベル3「高齢者等避難」は、災害発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況において、町長から必要な地域の居住者等に発令される情報である。

警戒レベル4「避難指示」の発令基準の設定にあたっては、災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況において、町長から必要と認める地域の必要と認める居住者に対して発令される情報である。

警戒レベル3「高齢者等避難」、警戒レベル4「避難指示」の発令は避難のための準備や移動に要する時間を考慮して設定する。

警戒レベル5「緊急安全確保」は実際に災害が発生又は切迫している段階であり、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、指定避難場所等への「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう町長が特に促したい場合に必要と認める地域の必要と認める居住者に対して発令される情報である。

警戒レベル3の高齢者等避難や警戒レベル4の避難指示の段階に避難を促すことが重要である。

また、避難指示等が発令された際、住民の取るべき避難行動は、「町が指定した避難場所への立退き避難」、「安全な親戚・知人宅への立退き避難」、「安全なホテル・旅館への立退き避難」、ハザードマップを確認し自らの判断で「屋内安全確保」する等、4つの避難行動があることを平時から住民へ周知するとともに、避難指示等を発令する場合には、取るべき行動を伝達するものとする。

避難指示等を発令したにもかかわらず災害が発生しない、いわゆる「空振り」の事態をおそれず、発令基準に基づき避難指示等を発令するものとし、居住者等に対しては「空振り」であっても、被害が無ければ良かったと思えるような意識の醸成を図る。

※「屋内安全確保」の条件

・自宅・施設等自体は浸水するおそれがあるため、「屋内安全確保」を行うためには少なくとも以下の条件が満たされている必要があり、居住者等が自ら確認・判断する必要がある。

- ①自宅・施設等が家屋倒壊等氾濫想定区域^{※1}に在してないこと
- ②自宅・施設等に浸水しない居室があること
- ③自宅・施設等が一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障^{※2}を許容できること

※1 家屋倒壊・流出をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸浸食が発生することが想定される区域のこと。なお、この区域に指定されていなくても、一般に河川や堤防に面した場所に自宅・療養施設が在していると、災害リスクは高い。

※2 支障の例：水、食糧、薬等の確保が困難になるおそれ

電気、ガス、水道、トイレ等の使用ができなくなるおそれ

【洪水編】

1 避難指示等の発令対象区域

水防法に基づき洪水予報河川に指定されている「霞ヶ浦」と「桜川」について、阿見町洪水ハザードマップにおける浸水想定区域を避難指示等の発令対象とする。なお、洪水発生時における実際の発令にあたっては、堤防決壊、溢水のおそれがある地点等の諸条件に応じて想定される浸水区域を考慮して決定する。

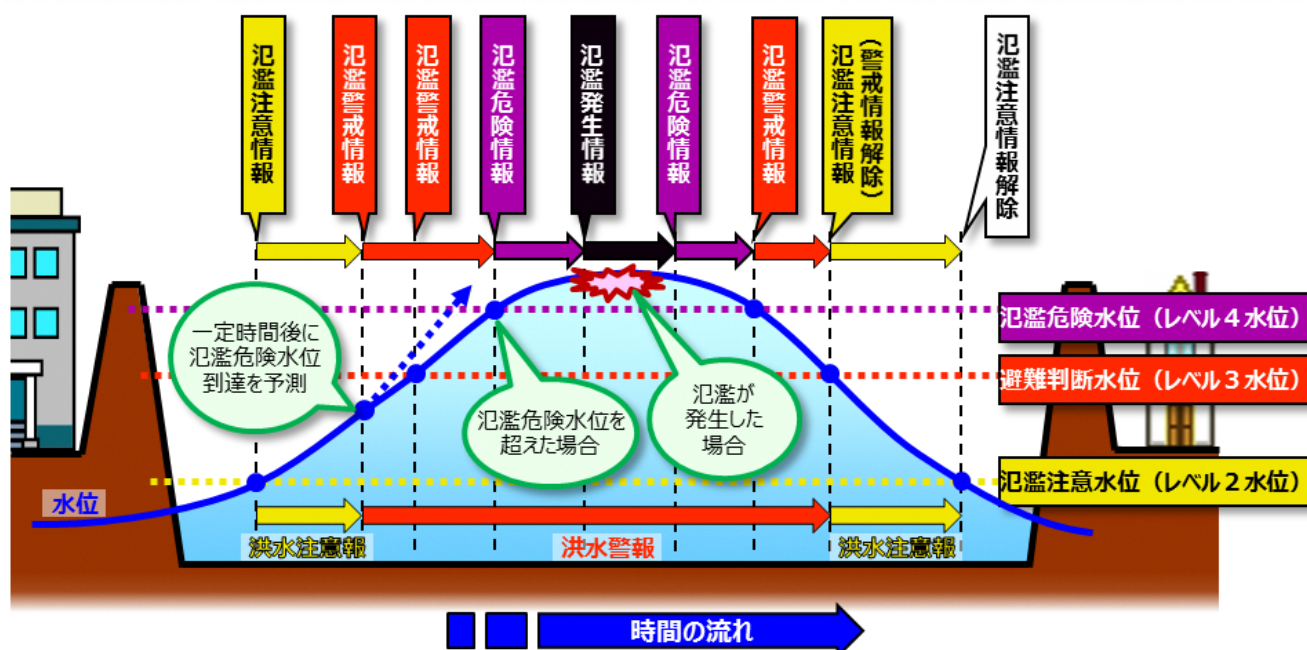
2 避難指示等を判断するための情報

(1) 水位情報

国や県が設定した水位を基準として氾濫危険水位（レベル4水位）、避難判断水位（レベル3水位）等に到達したとき、または到達する見込みのときに氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報【洪水】）、氾濫警戒情報（警戒レベル3相当情報【洪水】）等として水位情報が提供され、氾濫発生が確認された場合に氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報【洪水】）が提供されるため、これを発令基準とする。

■指定河川洪水予報の発表基準と発表された場合にとるべき対応 《気象庁ホームページより》

洪水予報の標題（種類）	発表基準	市町村・住民に求める行動の段階
〇〇川氾濫発生情報（洪水警報）	氾濫の発生（氾濫水の予報※）	氾濫水への警戒を求める段階【警戒レベル5相当】
〇〇川氾濫危険情報（洪水警報）	氾濫危険水位（レベル4水位）に到達	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階【警戒レベル4相当】
〇〇川氾濫警戒情報（洪水警報）	一定時間後に氾濫危険水位（レベル4水位）に到達が見込まれる場合、あるいは避難判断水位（レベル3水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階【警戒レベル3相当】
〇〇川氾濫注意情報（洪水注意報）	氾濫注意水位（レベル2水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	氾濫の発生に対する注意を求める段階【警戒レベル2相当】



◆指定河川洪水予報と警戒レベルの関係 <気象庁ホームページより>

情報	とるべき行動	警戒レベル
氾濫発生情報	地元の自治体が警戒レベル5緊急安全確保を発令する判断材料となる情報です。 <u>災害がすでに発生している状況となっています。命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保</u> してください。	警戒レベル5相当
氾濫危険情報	地元の自治体が警戒レベル4避難指示を発令する目安となる情報です。危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル4に相当します。災害が想定されている区域等では、 <u>自治体からの避難指示の発令に留意するとともに、避難指示が発令されていなくても自ら避難の判断</u> をしてください。	警戒レベル4相当
氾濫警戒情報	地元の自治体が警戒レベル3高齢者等避難を発令する目安となる情報です。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。災害が想定されている区域等では、 <u>自治体からの高齢者等避難の発令に留意するとともに、高齢者等以外の方も避難の準備をしたり自ら避難の判断</u> をしてください。	警戒レベル3相当
氾濫注意情報	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当します。 <u>ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認</u> してください。	警戒レベル2相当

(2) 堤防等の施設に係る情報

堤防等の施設の異常が確認された場合には、水位や雨量の状況にかかわらず、躊躇なく避難指示等を発令する。

(3) 台風情報、洪水警報等

台風情報や洪水警報等については、防災体制や水防体制の確保や、夜間・早朝の避難行動が想定される場合における夕刻時点で、避難情報を発令する際の判断材料とする。

(4) 河川管理者等からの情報提供

専門的知見を有する河川管理者や気象台職員等から、河川や気象等の状況、今後の見通しなどの情報提供を得て（ホットライン）、避難指示等発令の判断に活用する。

3 避難指示等の発令基準

(1) 霞ヶ浦

①【警戒レベル3】 高齢者等避難

次のいずれかに該当する場合とする。

- ア 霞ヶ浦の出島水位観測所（以下「水位観測所」という。）の水位が避難判断水位（レベル3水位）である2.5mに到達し、氾濫警戒情報が発表された場合。
- イ 水位観測所の水位が氾濫注意水位（レベル2水位）である2.1mに到達し、氾濫注意情報が発表され、かつ水位観測所地点の上流域における累加雨量、雨域の移動状況等から引き続き水位上昇が見込まれている場合。
- ウ 洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」となった場合
- エ 軽微な漏水・浸食等が発見された場合。
- オ 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。

②【警戒レベル4】 避難指示

次のいずれかに該当する場合とする。

- ア 水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である2.6mに到達し、氾濫危険情報が発表された場合。
- イ 水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である2.5mに到達し、氾濫警戒情報が発表され、かつ水位観測所地点の上流域における累加雨量、雨域の移動状況等から引き続き水位上昇が見込まれている場合。
- ウ 洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」となった場合。
- エ 異常な漏水・浸食等が発見された場合。
- オ 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。

③【警戒レベル5】 緊急安全確保

次のいずれかに該当する場合とする。

- ア 水位が堤防高に達したとき
- イ 洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」となった場合。
- ウ 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合。
- エ 決壊や越水・溢水が発生した場合（氾濫発生情報等により把握できた場合）。

④避難指示等の解除

避難指示等の解除は、水位が氾濫危険水位（レベル4水位）を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本とする。また、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、河川からの氾濫のおそれなくなった段階を基本とする。

(2) 桜川

①【警戒レベル3】高齢者等避難

次のいずれかに該当する場合、河川管理者等に確認しながら総合的に判断する。

ア 桜川の桜橋（田土部）水位観測所（以下「水位観測所」という。）の水位が避難判断水位（レベル3水位）である4.5mに到達し、氾濫警戒情報が発表され、かつ水位観測所地点の上流域における累加雨量、雨域の移動状況等から引き続き水位上昇が見込まれている場合。

イ 軽微な漏水・浸食等が発見された場合。

ウ 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。

②【警戒レベル4】避難指示

次のいずれかに該当する場合、河川管理者等に確認しながら総合的に判断する。

ア 水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である5.5mに到達し、氾濫危険情報が発表され、かつ水位観測所地点の上流域における累加雨量、雨域の移動状況等から引き続き水位上昇が見込まれている場合。

イ 異常な漏水・浸食等が発見された場合。

ウ 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。

③【警戒レベル5】緊急安全確保

次のいずれかに該当する場合とする。

ア 決壊や越水・溢水が発生した場合。（氾濫発生情報等により把握できた場合）

④避難指示等の解除

避難指示等の解除は、水位が氾濫危険水位（レベル4水位）を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本とする。また、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、河川からの氾濫のおそれなくなった段階を基本とする。

4 避難指示等の伝達内容

防災行政無線等を使用した場合の避難指示等の伝令文の一例は以下のとおりとする。

防災行政無線は、大量の情報を正確に伝達することが難しいことから、伝達文は簡潔にすること、避難行動をとってもらうために緊迫感のある表現で、とるべき行動を具体的に示すこと風雨等で聞き取りづらいことから何回も繰り返すなど工夫する。

避難情報区分	伝達文例
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■緊急放送！緊急放送！（又は警戒レベル3！警戒レベル3！） ■こちらは、ぼうさい阿見です。 ■〇〇川が氾濫するおそれがあるため、浸水の危険がある〇〇地区に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。 ■〇〇地区の浸水する場所（又は、〇〇地区の洪水浸水想定区域）にいるお年寄りの方や障害のお持ちの方など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。 ■それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。 ■ハザードマップを確認し、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。 <p>※繰り返します。</p>
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■緊急放送！緊急放送！（又は警戒レベル4！警戒レベル4！） ■こちらは、ぼうさい阿見です。 ■〇〇川が氾濫するおそれが高まったため、浸水の危険がある〇〇地区（又は、〇〇地区の洪水浸水想定区域）に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。 ■〇〇地区の浸水する場所（又は、〇〇地区の洪水浸水想定区域）にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。 ■ハザードマップを確認し、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。 ■ただし、避難場所等への避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど身の安全を確保して下さい。 <p>※繰り返します。</p>

避難情報区分	伝達文例
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>(河川氾濫が切迫している状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■緊急放送！緊急放送！（又は警戒レベル5！警戒レベル5！） ■こちらは、ぼうさい阿見です。 ■〇〇川が増水し既に堤防を越え氾濫が発生しているおそれがあります！ 〇〇地区の洪水想定区域（又は洪水浸水想定区域）に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。 ■避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。 <p>(河川氾濫を確認した状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■緊急放送！緊急放送！（又は氾濫発生！氾濫発生！） ■〇〇川の水位が〇〇付近で堤防を越え氾濫が発生したため、〇〇地区の洪水想定区域に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。 ■避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。 <p>※繰り返します。</p>
<p>避難解除</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■こちらは、ぼうさい阿見です。 ■〇〇の影響により上昇していた〇〇川の水位が低下しましたので、〇時〇分、〇〇地区に発令していました洪水の関する高齢者等避難（避難指示、緊急安全確保）を解除します。 ■今後も、気象情報に充分注意してください。 <p>※繰り返します。</p>

【土砂災害編】

1 避難指示等の発令対象区域

避難指示等の対象とする区域は、阿見町土砂災害ハザードマップにおける土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域とし、その全ての区域において立退き避難することを原則とする。

2 避難指示等を判断するための情報

水戸地方気象台から発表される土砂災害警戒情報と、さらに細かい単位で提供される大雨警報（土砂災害）の危険度分布を判断の材料とする。

関連する気象情報としては、大雨注意報・警報（土砂災害）、大雨特別警報（土砂災害）がある。

3 避難指示等の発令基準

（1）【警戒レベル 3】高齢者等避難

次のいずれかに該当する場合とする。

- ア 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル 3 相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル 3 相当情報 [土砂災害]）となった場合。
- イ 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル 3 相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合。
- ウ 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。

（2）【警戒レベル 4】避難指示

次のいずれかに該当する場合とする。

- ア 土砂災害警戒情報（警戒レベル 4 相当情報[土砂災害]）が発表された場合。
- イ 土砂災害の危険度分布において「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル 4 相当情報 [土砂災害]）となった場合
- ウ 警戒レベル 4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合
- エ 土砂災害の前兆現象（山鳴り・湧き水・地下水の濁り・溪流の水量の変化等）が発見された場合。

（3）【警戒レベル 5】緊急安全確保

次に該当する場合とする。

- ア 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル 5 相当情報「土砂災害」）が発表された場合
- イ 土砂災害の発生が確認された場合。

（4）避難指示等の解除

避難指示等の解除は、土砂災害警戒情報が解除され、気象情報を基に、今後まとまった降雨が見込まれない場合を基本とする。

4 避難指示等の伝達内容

防災行政無線等を使用した場合の避難指示等の伝令文の一例は以下のとおりとする。

防災行政無線は、大量の情報を正確に伝達することが難しいことから、伝達文は簡潔にすること、避難行動をとってもらうために緊迫感のある表現で、とるべき行動を具体的に示すこと風雨等で聞き取りづらいことから何回も繰り返すなど工夫する。

避難情報区分	伝達文例
【警戒レベル 3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none">■緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル3！警戒レベル3！）■こちらは、ぼうさい阿見です。■土砂災害が発生するおそれがあるため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。■〇〇地区の土砂災害警戒区域にいる（又は、「ハザードマップを確認し、土砂災害のおそれがある区域にいる」）高齢者や障害のある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。■それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。■特に、崖付近にお住まいの方や、避難経路が通行止めになるおそれがある方は自主的に避難してください。 ※繰り返します。

避難情報区分	伝達文例
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>■緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル4！警戒レベル4！）</p> <p>■こちらは、ぼうさい阿見です。</p> <p>■土砂災害が発生するおそれが高まったため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。</p> <p>■〇〇地区の土砂災害警戒区域にいる方は（又は、「ハザードマップを確認し、土砂災害のおそれがある区域にいる方は、」）避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。</p> <p>■ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、身の安全を確保してください。</p> <p>■避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。</p> <p>※繰り返します。</p>
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>（土砂災害発生が切迫している状況）</p> <p>■緊急放送！緊急放送！（又は警戒レベル5！警戒レベル5！）</p> <p>■こちらは、ぼうさい阿見です。</p> <p>■阿見町に大雨特別警報（土砂災害）が発表され、〇〇地区では土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い状況であるため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。</p> <p>■避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、身の安全を確保してください。</p> <p>（土砂災害を確認した状況）</p> <p>■緊急放送！緊急放送！（又は、土砂災害発生！土砂災害発生！）</p> <p>■こちらは、ぼうさい阿見です。</p> <p>■〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。</p> <p>■避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。</p> <p>※繰り返します。</p>
<p>避難解除</p>	<p>■こちらは、ぼうさい阿見です。</p> <p>■阿見町に発表されていた大雨警報の解除に伴い、〇時〇分、土砂災害に関する高齢者等避難（又は、避難指示、緊急安全確保）を解除します。</p> <p>■今後も、気象情報に充分注意してください。</p> <p>※繰り返します。</p>

【参考資料】

○ 情報システムで提供される防災気象情報等

(1) 気象情報

情報名	内容	主な提供サイト (提供元)
台風情報	台風が発生したときに発表される。台風の位置や強さ等の実況及び予想が記載されている。台風が日本に近づくに伴い、より詳細な情報をより更新頻度を上げて提供。	・気象庁HP (気象庁)
府県気象情報	警報等に先立って警戒・注意を呼びかけたり、警報等の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点を解説したりするために、都道府県別に適時発表される。	・気象庁HP (気象庁)
記録的短時間大雨情報	大雨警報（浸水等）等が発表されている状況で、数年に一度しか起こらないような記録的な短時間の大雨を観測したときに発表される。	・気象庁HP (気象庁)
早期注意情報	警報級の現象のおそれ（警報発表の可能性）が[高][中]2段階で提供される。警戒レベル1	・気象庁HP (気象庁)

(2) 雨量に関する情報

情報名	内容	発表間隔	主な提供サイト (提供元)
アメダス	気象庁がアメダスによって観測した雨量。	10分毎	・気象庁HP (気象庁)
テレメータ雨量	国土交通省河川事務所等が観測した雨量。	10分毎	・川の防災情報 ・市町村向け川の防災情報 (国土交通省)
リアルタイム雨量	国土交通省が保有する情報を集約して提供。	10分毎	・防災情報提供センター (リアルタイム雨量) (国土交通省)
流域平均雨量	河川の流域における平均の雨量	10分毎	・市町村向け川の防災情報 (国土交通省)
レーダー・降水ナウキャスト	現時刻までの5分毎の降水強度分布、及び、60分後までの5分毎の予測降水強度分布を表示したもの。	5分毎	・気象庁HP (気象庁)
Cバンドレーダ	レーダ雨量計によって観測した降水強度分布。1kmメッシュで観測。	5分毎	・川の防災情報 ・市町村向け川の防災情報 (国土交通省)

X R A I N	レーダ雨量計によって観測した降水強度分布。250mメッシュで観測。	1分毎	<ul style="list-style-type: none"> 川の防災情報 市町村向け川の防災情報 (国土交通省)
リアルタイムレーダー	国土交通省の保有するレーダー情報を重ね合わせて提供	5分毎	<ul style="list-style-type: none"> 防災情報提供センター (国土交通省)
今後の雨（解析雨量・降水短時間予報）	現時刻までの前1時間の雨量分布及び15時間先までの1時間毎の予測雨量分布を表示したもの。	10分毎（実況及び6時間先まで） 1時間毎（7～15時間先）	<ul style="list-style-type: none"> 気象庁HP (気象庁)
雨雲の動き（高解像度降水ナウキャスト）	30分先までは250mメッシュで、35分先から60分先までは1kmメッシュで、予測雨量、予測降雨強度の分布を表示したもの。	5分毎	<ul style="list-style-type: none"> 気象庁HP (気象庁)

(3) 水位に関する情報

情報名	内容	発表間隔	主な提供サイト (提供元)
河川カメラ映像	河川カメラによる河川の画像情報		<ul style="list-style-type: none"> 川の防災情報 川の水位情報 (国土交通省、都道府県)
テレメータ水位	国土交通省河川事務所等が観測した水位	10分毎	<ul style="list-style-type: none"> 川の防災情報 市町村向け川の防災情報 (国土交通省、都道府県)
危機管理型水位計水位	国土交通省河川事務所等が観測した水位	主に10分毎	<ul style="list-style-type: none"> 川の防災情報 川の水位情報 (国土交通省、都道府県)
水位予測	洪水予報河川等の水位の予測が技術的に可能な、流域面積が大きい河川について、数時間先までの水位を予測。	概ね10分毎	<ul style="list-style-type: none"> 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）（市町村向け） 市町村向け川の防災情報（国土交通省）

(4) 洪水等に関する情報

情報名	内容	発表間隔	主な提供サイト (提供元)
指定河川洪水予報	洪水予報河川（水位等の予測が技術的に可能な流域面積が大恋河川）について「現況から数時間先まで」の洪水の危険度を発表するもので、国・都道府県から発表される。		<ul style="list-style-type: none"> ・気象庁HP ・川の防災情報 ・市町村向け川の防災情報 ・緊急速報メール（国の指定河川洪水予報の氾濫危険情報及び氾濫発生情報） (国・都道府県)
水位到達情報 (河川)	水位周知河川（流域面積が小さく洪水予報を行う時間的余裕がない河川について、「現況」の洪水の危険度を発表するもので、国・都道府県から発表される。		<ul style="list-style-type: none"> ・川の防災情報 ・市町村向け川の防災情報 (国・都道府県)
国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）	国管理の洪水予報河川では、水位観測所の水位等に基づき、より短い間隔（200m毎）での現況水位を推定し、現在の洪水の危険度を表示している。	概ね 10 分 毎	<ul style="list-style-type: none"> ・国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン） (一般向け、市町村向け) (国)
流域雨量指数の 6 時間先までの予測値	水位周知河川及びその他河川を対象として、河川毎に、上流域に振った雨によって、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握する為の指標。河川の流域単位での雨量の予測情報（6 時間先までの降水短時間予報等）を取り込んで、流域に振った雨が河川に集まり流れ下る量を計算し、指数化した値を洪水警報・注意報の判断基準と比較することで河川毎の 6 時間先までの洪水危険度の予測値と色分けした時系列で表示している。	10 分毎	<ul style="list-style-type: none"> ・気象庁HP (気象庁)
洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）	上流に、降った雨による、水位周知河川及びその他河川の洪水発生の危険度の高まりを表す面的分布情報。河川流域に降った雨による洪水発生危険度の高まりを 5 段階に判定した結果を表示したもの。危険度の判定には 3 時間先までの雨量予測に基づく流域雨量指数の予測を用いている。	10 分毎	<ul style="list-style-type: none"> 気象庁HP (気象庁)
大雨警報（浸水害）の危険度分布（浸水キキクル）	大雨による浸水害発生の危険度をあらわす面的分布情報。1 km 四方の領域（メッシュ）毎に、短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりを 5 段階に判定した結果を表示したもの。1 時間先までの雨量予測に基づく表面雨量指数の予想を用いている。	10 分毎	<ul style="list-style-type: none"> ・気象庁HP (気象庁)

大雨危険度通知	大雨警報や洪水警報の危険度分布と警報や土砂災害警戒情報等から判定される市町村毎の危険度が高まってときに、メールやアプリ等で通知するサービス。気象庁協力のもと、民間事業者が実施。	10分毎 (危険度が変動したとき)	・気象庁HP（取組紹介ページ） (気象庁協力のもと、民間事業者が実施)
---------	--	--------------------------	--

(5) 土砂災害に関する情報

情報名	内容	発表間隔	主な提供サイト (提供元)
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）	1km四方の領域（メッシュ）毎に、土砂災害の危険度を5段階に判定した結果を表示したもの。避難に要する時間を確保するために2時間先までの雨量予測に基づく土壌雨量指数の予想を用いている。	10分毎	・気象庁HP (気象庁)
土砂災害危険度情報	都道府県毎、1～5kmメッシュ、 ※ほとんどの都道府県がメッシュ単位の土砂災害発生危険度や危険度の推移がわかるスネーク曲線等の情報を一般公開しており国土交通省のHPから、都道府県のページにリンクしている。	10分～60分毎	都道府県の砂防部局
土砂災害警戒情報	大雨警報（土砂災害）等が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度が更に高まったときに発表される。		・気象庁HP (気象庁と都道府県共同)
大雨危険度通知	大雨警報や洪水警報の危険度分布と警報や土砂災害警戒情報等から判定される市町村毎の危険度が高まったときに、メールやアプリ等で通知するサービス。気象庁協力のもと、民間事業者が実施。	10分毎 (危険度が変動したとき)	・気象庁HP (取組紹介ページ) (気象庁)

○ 土砂災害の前兆現象の例

五感	移動主体	土石流	がけ崩れ	地すべり
視覚	山・斜面・がけ	<ul style="list-style-type: none"> ・溪流付近の斜面が崩れだす ・落石が生じる 	<ul style="list-style-type: none"> ・がけに割れ目がみえる。 ・がけからは小石がパラパラと落ちる ・斜面がはらみだす 	<ul style="list-style-type: none"> ・地面にひび割れができる。 ・地面の一部が落ち込んだり盛り上がったりする
	水	<ul style="list-style-type: none"> ・川の水が異常に濁る ・雨が降り続けているのに川の水位が下がる ・土砂の流出 	<ul style="list-style-type: none"> ・表面流が生じる ・崖から水が噴出する ・湧水が濁りだす 	<ul style="list-style-type: none"> ・沢や井戸の水が濁る ・斜面から水が噴き出す ・池や沼の水かさが急減する
	樹木	<ul style="list-style-type: none"> ・濁水に流木が混じりだす 	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木が傾く 	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木が傾く
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・溪流内の火花 		<ul style="list-style-type: none"> ・家や擁壁に亀裂が入る ・擁壁や電柱が傾く
聴覚		<ul style="list-style-type: none"> ・地鳴りがする ・山鳴りがする ・転石のぶつかり合う音 	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木の根が切れる音がする ・樹木が揺れる音がする ・地鳴りがする 	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木の根が切れる音がする
臭覚		<ul style="list-style-type: none"> ・腐った土の臭いがする 		

(注) 上記のほか地響きや地震のような揺れを感じることもあるが、土砂災害の発生前に必ずしも前兆現象が見られるわけではない。

前兆現象が確認されたときは、既に土砂災害が発生している、又は発生する直前であるため、ただちに避難行動をとるべきである。

※表については国土交通省河川局砂防部「土砂災害警戒避難に係る前兆現象情報の活用のあり方について」（平成18年3月）からの転載、注書については内閣府が記載